

◇前期基本計画施策等の効果検証について

施策の効果検証を実施することで、実施していない地方公共団体に比べ、「順調に推移している」と自己評価が高いという調査結果もある。

また、今回、次期戦略と一本化することから、現戦略の施策の効果検証(10月に審議予定)も踏まえ、次期計画(戦略)を策定する。

現計画の検証は、参考附票等をもとに次の方法により別紙「前期基本計画進捗状況表」の通り企画財政課で行った。

加えて、参考附表中の「事業の性格」「財源」及び、市民意識調査結果の「重要度」「満足度」の高低をグラフ化し、4つの象限で分けしたものを効果検証の観点とした。

〈検証方法〉

計画期間中(H27～R1)のうちH30までの、数値目標(施策の目標指標)に関する実績値、施策(事務事業)の内容から導き出された、「事業成果の概要」「事業継続の必要性」「事業改善の可能性」「事業の緊急度」、及び平成30年度における数値目標の達成状況、参考附表中の「事業の性格」「財源」及び、市民意識調査結果の「重要度」「満足度」の高低をグラフ化し、4つの象限で分けしたものから検証を行います。

- 【事業の性格】
- ・義務的・・・法令等により地方公共団体が行わなければならない事業
 - ・政策的・・・目的、趣旨等と市が独自で定め行う事業市の自主財源で行う事業
- 【財源】
- ・市単・・・市の自主財源で行う事業
 - ・補助・・・国・県補助や起債等で事業費の一部を補填

○市民意識調査結果は、「重要度」「満足度」それぞれ高低を4象限に区分した。

1・・・「重点課題」であり、重要度が高く、満足度が低い

2・・・「継続推進」であり、重要度が高く、満足度が高い

3・・・「課題」であり、重要度が低く、満足度が低い

4・・・「要検討」であり、重要度が低く、満足度が高い

このことから、市民意識調査結果においては、1と3が比較的重要施策である。よって、1→3→4→2の順に重点的かつ優先的に施策を展開すべきであることがいえる。

○参考附票においては、

・「政策的」・・・施策内容変更等の自由度が比較的高い

・「市単」・・・「補助」は、国や県、広域にわたる行政課題を解決するために補助制度が国等により創設されたものである。比べて「市単」は施策実施等、市の裁量が大きい。

ことがいえる。

・したがって、「総合評価」が「C」で、「重要度・満足度」が「1」について、今後、施策内容等を検討し、重点的、優先的に取り組むことが必要といえる。

・「前期基本計画進捗状況表」のNO1、NO2・・・の順に、必要に応じ施策内容等を検討し、重点的、優先的に取り組むことが必要といえる。

・事業成果の概要

- ①著しい成果
- ②妥当な成果
- ③現状維持
- ④悪化
- ⑤その他

・事業継続の必要性

- ①法令上廃止はできない
- ②市民生活に多大な影響があり廃止は困難である
- ③他団体等との協議により支出が決まっておらず廃止できない
- ④制度上廃止しても問題がないが、反発が予想される
- ⑤廃止しても、市民生活に問題が出ない
- ⑥成果も出ておらず廃止すべきである
- ⑦その他

・事業改善の可能性

- ①数年後に廃止が可能
- ②費用削減が可能
- ③計画的に実施している事業
- ④対象者の減少により事業の縮小が見込まれる
- ⑤対象者の増加により費用の増加が見込まれる
- ⑥外部団体等に実施主体を移すことが可能
- ⑦その他

・事業の緊急度

- ①緊急に実施する必要がある
- ②当年度中に実施が必要
- ③継続していくことが必要
- ④特に緊急性はなく数年内に実施すればよい
- ⑤当面は実施しなくても問題がない
- ⑥その他

⇒総合評価

- A 今後も事務事業を計画や予定通り進めることが妥当
- B 事務事業に改善の余地がある
- C 事務事業に大幅な見直しが必要である
- D 事務事業の休廃止等検討が必要

◇総合評価方法

「A 今後も事務事業を計画や予定通り進めることが妥当」に該当

↓

- ・事業成果の概要について、原則次のいずれかであること
 - ①著しい成果
 - ②妥当な成果
- ・事業継続の必要性について、原則次のいずれかであること
 - ①法令上廃止はできない
 - ②市民生活に多大な影響があり廃止は困難である
 - ③他団体等との協議により支出が決まっておらず廃止できない
 - ④制度上廃止しても問題がないが、反発が予想される
- ・事業改善の可能性について、原則次のいずれかであること
 - ③計画的に実施している事業
- ・事業の緊急度について、原則次のいずれかであること
 - ①緊急に実施する必要がある
 - ②当年度中に実施が必要
 - ③継続していくことが必要

これらを総合的に判断し、かつ、平成30年度時点での目標数値達成状況を加え評価する。

「B 事務事業に改善の余地がある」に該当



- ・事業成果の概要について、原則次のいずれかであること
 - ①著しい成果
 - ②妥当な成果
 - ③現状維持
 - ④悪化
- ・事業継続の必要性について、原則次のいずれかであること
 - ①法令上廃止はできない
 - ②市民生活に多大な影響があり廃止は困難である
 - ③他団体等との協議により支出が決まっており廃止できない
 - ④制度上廃止しても問題がないが、反発が予想される
 - ⑤廃止しても、市民生活に問題が出ない
- ・事業改善の可能性について、原則次のいずれかであること
 - ②費用削減が可能であること
- ・事業の緊急度について、原則次のいずれかであること
 - ②当年度中に実施が必要
 - ③継続していくことが必要
 - ④特に緊急性はなく数年内に実施すればよい
 - ⑤当面は実施しなくても問題がない

これらを総合的に判断し、かつ、平成30年度時点での目標数値達成状況を加え評価する。

「C 事務事業に大幅な見直しが必要である」に該当

↓

- ・事業成果の概要について、原則次のいずれかであること
 - ② 妥当な成果
 - ③ 現状維持
 - ④ 悪化
- ・事業継続の必要性について、原則次のいずれかであること
 - ① 法令上廃止はできない
 - ② 市民生活に多大な影響があり廃止は困難である
 - ③ 他団体等との協議により支出が決まっており廃止できない
 - ④ 制度上廃止しても問題がないが、反発が予想される
 - ⑤ 廃止しても、市民生活に問題が出ない
- ・事業改善の可能性について、原則次のいずれかであること
 - ① 数年後に廃止が可能
 - ② 費用削減が可能
 - ④ 対象者の減少により事業の縮小が見込まれる
 - ⑤ 対象者の増加により費用の増加が見込まれる
 - ⑥ 外部団体等に実施主体を移すことが可能
- ・事業の緊急度について、原則次のいずれかであること
 - ② 当年度中に実施が必要
 - ③ 継続していくことが必要
 - ④ 特に緊急性はなく数年内に実施すればよい
 - ⑤ 当面は実施しなくても問題がない

これらを総合的に判断し、かつ、平成30年度時点での目標数値達成状況を加え評価する。

「D 事務事業の休廃止等検討が必要」に該当



- ・事業成果の概要について、原則次のいずれかであること
 - ② 妥当な成果
 - ③ 現状維持
 - ④ 悪化
- ・事業継続の必要性について、原則次のいずれかであること
 - ④ 制度上廃止しても問題がないが、反発が予想される
 - ⑤ 廃止しても、市民生活に問題が出ない
 - ⑥ 成果も出しておらず廃止すべきである
- ・事業改善の可能性について、原則次のいずれかであること
 - ① 数年後に廃止が可能
 - ② 費用削減が可能
 - ④ 対象者の減少により事業の縮小が見込まれる
 - ⑥ 外部団体等に実施主体を移すことが可能
- ・事業の緊急度について、原則次のいずれかであること
 - ④ 特に緊急性はなく数年内に実施すればよい
 - ⑤ 当面は実施しなくても問題がない

これらを総合的に判断し、かつ、平成30年度時点での目標数値達成状況を加え評価する。